

日本棋院棋士採用規程

1986年3月4日改定
1997年4月8日改定
1998年8月7日改定
2000年4月1日改定
2000年9月26日改定
2003年5月13日改定
2004年7月27日改定
2004年9月7日改定
2005年3月15日改定
2005年9月6日改定
2006年2月7日改定
2006年8月22日改定
2007年7月24日改定
2009年8月1日改定
2009年11月1日改定
2013年5月14日改定
2015年11月10日改定
2016年3月1日改定
2018年8月7日改定
2018年12月4日改定
2019年10月29日改定
2020年8月18日改定
2025年2月4日改定

公益財団法人 日本棋院

日本棋院棋士採用規程

2025年2月4日改定

本規程は、公益財団法人日本棋院が棋士を採用する方法、年齢、人数と採用後の棋士の資格等を定める。本規程は「総則」及び「細則1~細則8」から成る。

総則

第1条(目的)

公益財団法人日本棋院は、囲碁界の発展のために、日本棋院が管理運営する棋戦に参加資格を有する日本棋院所属の棋士を毎年4月1日付で採用する。

第2条(採用種別)

採用棋士の種別は、正棋士、女流特別採用棋士、女流特別採用推薦棋士、外国籍特別採用棋士、英才特別採用推薦棋士とする。なお、本規程における「外国籍」とは、囲碁先進国・地域〔日本、中国(中華人民共和国)、韓国(大韓民国)、台湾(中華民国)、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)〕以外の国籍を指す。

第3条(採用棋士)

棋士の採用は、院生で所定の成績を収めた者、採用試験で所定の成績を収めた者、あるいはナショナルチーム監督、コーチに認められた者で、審査会にて承認された者とする。

第4条(採用試験受験資格)

- (1) 日本棋院の院生で、所定の成績を収めた者は、それぞれの所属でその受験資格を有する。
- (2) 院生以外の受験者(外来受験者)で棋譜審査に合格した者は、採用試験に参加することができる。
- (3) 外来受験者は原則として日本国籍を有する者とする。但し、日本国籍を有していない者でも、日本棋院の院生経験者および日本の義務教育課程(小学校及び中学校)を修了した者は受験資格を有する。
- (4) 外国籍で外来受験者として受験希望する者は、在留カードを取得してから出願締切日までに6ヶ月以上経過し、その間は日本に在住していた者に限り、個別に常務理事会で参加の可否を判断する。
- (5) 日本棋院以外の国内外プロ団体〔現時点においては、関西棋院、および中国(中華人民共和国)、韓国(大韓民国)、台湾(中華民国)のプロ団体を意味する〕から囲碁棋士段位を取得したことがあると日本棋院が判断した者は受験することができない。なお、この参加の可否は、個別に常務理事会で判断する。

第5条(採用試験受験方法)

外来受験希望者は、棋譜審査の上、採用試験を受験することができる。

- (1) 受験希望する場所(東京本院・関西総本部・中部総本部いずれか一箇所)に棋譜審査料を

添えて、所定の期日までに申し込むこと。但し、関西総本部、中部総本部は外来試験を隔年毎に行うものとする。

申し込みの際は次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 棋士採用試験願書
 - (2) 戸籍謄本もしくは抄本と住民票、または在留カードの写し
 - (3) 履歴書(写真貼付)
 - (4) 健康診断書
 - (5) 最近の自戦棋譜 2通
- (2) 棋譜審査に合格した者は、所定の期日までに受験料を添えて申し込むものとする。

第6条(採用年齢)

棋士の採用年齢は次の通りとする。

- (1) 棋士として採用する者の年齢は、男女共に採用時に 23歳未満とする。
- (2) 外国籍の院生は、(日本棋院院生制度規定第 12 条参照)特例措置がある。

第7条(採用試験による採用人数)

採用試験による棋士の採用数は、下表の通りとする。

	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度
正棋士	5 名	5 名	4 名	3 名	4 名	3 名
(東京本院・夏季採用)	1 名※1					
(東京本院・冬季採用試験)	2 名※2	2 名※2	1 名※2	1 名※2	1 名※2	1 名※2
(関西総本部採用試験)	1 名※2	1 名※1	1 名※1	1 名※3	1 名※1	
(中部総本部採用試験)	1 名※1	1 名※2	1 名※1		1 名※1	1 名※3
女流特別採用棋士	1 名	1 名	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	6 名	6 名	4 名	4 名	4 名	4 名

※1 院生のみの試験

※2 外来も参加可

※3 中部総本部・関西総本部による統合試験で 1 名採用。

なお、外来は中部総本部・関西総本部で 3 年以上の院生経験者のみ参加可とする。

注：女流特別採用推薦棋士、外国籍特別採用棋士、英才特別採用推薦棋士の採用については、第 9 条、細則に記載

第8条(採用棋士の所属)

- (1) 東京本院で採用された者の所属は東京本院となるが、本人の希望があれば、関西総本部、中部総本部とすることを認める。
- (2) 関西総本部、中部総本部で採用された者は、院生時に所属していた総本部に原則として 6 年間所属すること。
付則: 第 8 条第 2 項の適用は 2028 年度以降とする。
なお、2027 年度以前に採用された者については、改定前の規定(7 年間所属すること)に従うものとする。
- (3) 英才特別採用推薦棋士として採用されたものは、本人の希望によって所属を決めることができる。また第 8 条第 2 項の対象とはならないものとする。

- (4) 統合試験1位の者は、希望により中部総本部または関西総本部を選択し、所属すること。

第9条(特別採用棋士の資格等)

女流特別採用棋士、女流特別採用推薦棋士、外国籍特別採用棋士、英才特別採用推薦棋士の資格等は次の通りとする。

- (1) 特別採用棋士は同段位の正棋士が参加できる棋戦に参加できる。
- (2) 女流特別採用棋士、外国籍特別採用棋士が所定の成績を収めて三段以上に昇段した場合は、翌年度4月1日付で正棋士三段以上に資格を変更する。
女流特別採用推薦棋士が所定の成績を収めて四段以上に昇段した場合は翌年度4月1日付で正棋士四段以上に資格を変更する。英才特別採用推薦棋士について、男子の場合、所定の成績を収めて七段以上に昇段した場合は翌年度4月1日付で正棋士七段以上に資格を変更する。英才特別採用推薦棋士について、女子の場合、所定の成績を収めて五段以上に昇段した場合は翌年度4月1日付で正棋士五段以上に資格を変更する。(昇段については日本棋院対局管理規定に基づく)
- (3) 特別採用棋士が公式棋戦(細則6第1条注1)で優勝または特に優秀な成績を収めた場合は、「細則6」にて、同段位の正棋士に資格を変更する。
- (4) 特別採用棋士の日本棋院における席次は同段位の正棋士の下位とする。
- (5) 特別採用棋士に棋士給与は支給されない。また、棋士第二年金のみ加入となる。
- (6) 特別採用棋士の棋戦対局料は「細則7」に定める。

第10条(見直し)

本規程は、原則として2年毎に見直すこととする。

常務理事会で判断した場合は必要に応じて見直しを行う。

重要な変更に関しては、2年以上の経過処置を取る。

「日本棋院棋士採用規程」細則1

正棋士採用

第1条(目的)

日本棋院は本規程の「総則」および「細則1」に基づき、正棋士を以下の通り採用する。

第2条(採用人数)

正棋士の採用人数は、毎年度3名から4名とし、その内訳は以下の通りとする。

- (1) 東京本院の夏季採用は、東京本院院生のうち4月、5月、6月の研修で総合成績1位の者を採用する。
- (2) 東京本院の冬季採用は、採用試験により上位1名を採用する。
- (3) 関西総本部は隔年で院生による採用試験により、上位1名を採用する。
- (4) 中部総本部は隔年で院生による採用試験により、上位1名を採用する。
- (5) 関西総本部と中部総本部は隔年で統合採用試験を実施し上位1名を採用する。

参加資格者は院生または関西総本部か中部総本部で3年以上院生経験のある外来参加者。

付則:2026年度、2027年度は第7条の表のとおり従来通りとする。

第3条(試験実施条件)

- (1)採用試験を実施するにあたり、総参加者の最低人数は8人以上を基準とする。8人に満たない場合は、総務人事部担当常務理事と院生師範で実施方法を協議し、常務理事会の承認を経て当年の採用試験を実施する。
-

「日本棋院棋士採用規程」細則2 女流特別採用棋士

第1条(採用目的)

囲碁普及活動の増進と女流専門棋界の拡充による囲碁界の発展を目的として、本規程の「総則」および「細則2」に基づき、女流特別採用棋士を採用する。

第2条(資格と責務)

女流特別採用棋士の資格は「総則」第9条に定める。なお、女流特別採用棋士は日本棋院の普及事業への協力を責務とする。

第3条(採用人数)

女流特別採用棋士の採用人数は、隔年1名とする。

2028年度採用から適用し、2028年度は0名、2029年度は1名、以降隔年の採用とする。

付則：2026・2027年度採用は従来通りとする。

第4条(採用試験の開催場所)

採用試験が開催される場所は、東京本院とする。

第5条(受験資格)

- (1)女流特別採用棋士採用試験は、正棋士採用試験の終了後に実施し、上位1名を女流特別採用棋士として採用する。
- (2)女流特別採用棋士採用試験を受験できる者は日本棋院の女子院生および女子外来者とする。

第6条(院生の参加枠)

- (1)本院及び関西総本部・中部総本部の院生でそれぞれの院生師範の推薦で各最大2名、シードで本戦に出場できる。
- (2)合同予選に参加する院生は、東京本院で最大6名、関西総本部・中部総本部で各最大2名までとする。その選出方法は東京本院・及び関西総本部・中部総本部のそれぞれの実施細則に定める。

第7条(試験実施条件)

- (1)採用試験を実施するにあたり、総参加者の最低人数は8人以上を基準とする。8人に満たない場合は総務担当常務理事と院生師範で実施方法を協議し、常務理事会の承認を経て当年の採用試験を実施する。
-

「日本棋院棋士採用規程」細則 3

女流特別採用推薦棋士

第1条(採用目的)

囲碁普及活動の増進と女流専門棋界の拡充による囲碁界の発展を目的として、女流特別採用推薦棋士を採用することができる。

第2条(資格と責務)

女流特別採用推薦棋士の資格は「総則」第9条に定める。なお、女流特別採用推薦棋士は日本棋院の普及事業への協力を責務とする。

第3条(推薦採用)

女流特別採用推薦棋士の採用は、院生師範が推薦する院生および院生経験者を対象とする。

推薦基準については次の通りとし、2028年度採用から適用する。

付則：2026・2027年度採用は従来通りとする。

- (1) 東京本院で実施される3月期から10、11月期までの院生研修において、院生序列7位以内の成績を通算で4回以上収めた者(繰り上げの順位は含めない)。なお、10、11月期に実施される冬季採用試験本戦は1回分とみなす。
- (2) 東京本院冬季採用試験本戦において勝率5割以上の成績を挙げた者。
- (3) 関西総本部、中部総本部、統合棋士採用試験本戦リーグで上位の成績を収めるか、または院生研修において安定して上位の成績を収め、且つ将来を嘱望され所属の院生師範全員の推薦があった者。

第4条(推薦枠)

- (1) 上記第3条第3項の基準で推薦できる人数は関西総本部、中部総本部それぞれ2年に1名までとする。
- (2) 上記の推薦枠に外国籍特別採用推薦と英才特別採用推薦は含めないものとする。

「日本棋院棋士採用規程」細則 4

外国籍特別採用棋士

第1条(目的)

囲碁の国際的な普及の増進を目的として、本規程の「総則」および「細則4」に基づき、優秀な外国籍の院生および院生経験者を外国籍特別採用棋士として採用することができる。

第2条(外国籍)

本規程において、外国籍の者に囲碁先進国・地域〔日本、中国(中華人民共和国)、韓国(大韓民国)、台湾(中華民国)、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)〕の国籍を有する者を含まない。

第3条(資格と責務)

外国籍特別採用棋士の資格は「総則」第9条に定める。なお、外国籍特別採用棋士は日本棋院の海外および国内の普及事業に積極的に協力することとする。

第4条(推薦採用)

外国籍特別採用棋士の採用は、院生師範が推薦する外国籍の院生および院生経験者を対象とする。なお、院生師範の推薦にあたっては次の条件を目安とし、2028年度採用から適用される。

付則：2026・2027年度採用は従来通りとする。

(1) 研修態度、生活態度が共に良好で、囲碁に対する熱意が高いこと。

(2) 日常生活に支障がない程度の日本語を話せること。

(3) 研修期間が2年程度で、aまたはbの条件を満たすこと。

a. 東京本院の冬季棋士採用試験本戦で勝率7割以上の成績。

b. 東京本院の夏季採用及び冬季棋士採用試験本戦で3回以上、上位3位以内であった場合。

(4) 採用年齢は、本規程「総則」第6条に定める通りとし、特別の場合に限り例外が認められる。

「日本棋院棋士採用規程」細則5

英才特別採用推薦棋士

第1条 (採用目的)

我が国の伝統文化である棋道の継承発展、内外への普及振興を目的として、囲碁世界戦で優勝するなど、目標達成のために棋戦に参加し、最高レベルの教育・訓練を受けることが出来る者を日本棋院所属棋士の推薦により英才特別採用推薦棋士として採用することができる。

第2条 (採用基準)

候補者の実績と将来性を評価し、日本棋院の現役7大タイトル保持者および、シヨウルーム監督とコチ3分の2以上の賛成により、審査会及び常務理事会を経て決定する。
尚、日本棋院の棋士2名以上の推薦があるものを候補者とする。

第3条 (資格と責務)

英才特別採用推薦棋士の資格は「総則」第9条に定める。

なお、日本棋院のマスコミ対応等への協力も責務とする。

第4条 (採用年齢)

原則として小学生とする。

「日本棋院棋士採用規程」細則6

棋戦成績に基づく特別採用棋士の資格変更

第1条(細則)

本規程の「総則」第9条第3項および「細則5」に基づき、特別採用棋士が公式棋戦(注1)で優勝または特に優秀な成績を収めた場合は、翌年度4月1日付で同段位の正棋士に資格を変更する。

注1 公式棋戦とは日本棋院が公式と認定した棋戦。

第2条(見直し)

前条について、形態変更等があった場合はその都度見直すこととする。

「日本棋院棋士採用規程」細則 7

特別採用棋士の対局料

第1条(細則)

特別採用棋士は棋戦に正棋士と同様に参加できるが、対局料の一部については正棋士と異なる。
本規程の「総則」第9条第6項および「細則7」に基づき、特別採用棋士の対局料を定める。

第2条(対局料)

- 特別採用棋士の棋戦対局料を、同段位正棋士の対局料基準に基づいて次の通りとする。
- (1) 棋戦で最下位の予選に参加する場合、初戦の対局料を基準の1/2の金額とする。
 - (2) 2戦目以降の対局料は基準の全額(正棋士と同等)とする。
 - (3) 棋戦で最下位より上位の予選に参加する場合の対局料は、初戦から基準の全額(正棋士と同等)とする。

第3条(試採用棋士の対局料)

本規程の「細則1」第2条第1項による試採用棋士について、棋戦対局料は本規程に基づく特別採用棋士の対局料と同じとする。

「日本棋院棋士採用規程」細則 8

採用棋士の公式戦手合開始時期と採用日について

第1条(細則)

日本棋院の棋士採用規定に準じて7月末までに入段を内定したものは、9月1日から翌年4月1日の正式採用までの期間を試採用棋士として対局に臨むことができる。

11月末までに入段を内定したものは1月1日から4月1日の正式採用までの期間を試採用棋士として対局に臨むことができる。

12月1日以降に入段を内定したものは4月1日から正棋士もしくは特別採用棋士として対局に臨むことができる。

第2条(資格)

9月1日または1月1日から対局を開始したものは、特別採用棋士に準じた扱いとする。

第3条(入段日及び記録)

対局開始時期に関わらず、採用された者は4月1日付で入段したものとする。

ただし、対局に関する記録は試採用期間開始日を起点とする。